公募型比較見積の執行について

大阪市都市整備局長　尾植　正順

都市整備局公募型比較見積実施要領に基づき、次のとおり公募型比較見積（以下「比較見積」とする。）を執行する。

令和8年2月26日

1．案件情報

案件名称	令和８年度　設計図面等印刷製本等請負（単価契約）
履行期間	令和８年４月１日～令和９年３月31日
納入場所	別紙仕様書のとおり

2．比較見積参加資格

都市整備局公募型比較見積実施要領第４条各号に該当していること

登録種目	令和７・８・９年度本市入札参加有資格者名簿（物品・委託）に承認種目「10：青写真」で登録されていること
必要な許認可（登録）等	なし
その他（実績要件等）	・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること ・大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと ・大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと ・令和７・８・９年度本市入札参加有資格者名簿（物品・委託）において、本店所在地を大阪市内の所在地で登録している者かつ企業の区分を「大企業」で登録していない者であること

3．参加の申し込み等に関する事項

仕様書等に関する質問及び回答

質問締切日時	令和８年３月10日午後5時00分
質問方法	本公告ページに掲載されている様式により作成し、無記名で下記「契約担当」までファックスにて必着のこと（送付前にファックスを送付する旨を連絡し、送付後ファックス受信を確認するため、再度連絡すること）
回答日	令和８年３月13日 から 令和８年３月19日 まで
質問回答方法	都市整備局のホームページの「入札契約情報」に掲載する。

見積書

提出書類	見積書（本市様式）
提出日時（即時比較する）	令和８年３月19日　13時30分
提出場所	大阪市北区中之島1－3－20　大阪市役所本庁舎6階　都市整備局入札室

記載方法	①右上の欄の課税事業者、免税事業者かをチェックする。 ②住所又は事務所所在地、商号又は名称、氏名又は代表者氏名の各項目を記入し、大阪市に登録されている使用印を押印する。 ③「見積書」の金額欄及び「見積単価及び予定数量表」の単価欄・小計欄及び合計金額欄を全て記入する。（記入する金額は消費税抜きの金額とすること） ④「見積書」と「見積単価及び予定数量表」は４枚（「見積書」１枚、「見積単価及び予定数量表」３枚）に分かれているので、「見積書」と「見積単価及び予定数量表」４枚のそれぞれの間に使用印で割印する。 ※記入及び割印漏れ並びに金額誤りがあった場合は、無効となるので注意すること
契約の相手方の決定	
決定予定日	令和８年３月24日を予定とするが、比較見積参加資格の審査状況等により延期する場合がある。
備考	**本案件について、「見積書」の金額（各見積単価に各数量を乗じたものの総額）は、決定候補者を選定するための参考とするものであり、すべての見積単価が予定単価以下であることを必須とする。よって、「見積書」の金額が予定価格以下かつ最も安価であっても、予定単価を上回る見積単価がある場合には、当該見積単価にかかる価格交渉を行う。交渉により、当該見積単価がすべて予定単価以下となる場合に決定候補者とする。**

４．その他

・公募型比較見積の申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
・決定通知は契約の相手方のみに行う。
・契約保証金として、契約金額（単価契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、契約金額を１年当たりの額に換算した額（契約期間が12月未満の場合は、契約期間内に支払うことが見込まれる総額）)の100分の５以上納付すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。
　ア）契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を提出したとき
　イ）契約の相手方が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を１回以上締結し、これをすべて過去２年の間に誠実に履行したと認められる書類を提出したとき、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
　　ただし、長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12 か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。
　ウ）契約金額（単価契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、予定総額）が500万円未満、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
・契約の相手方に決定され、契約保証金の納付免除申請をする時は、遅滞なく、下記「契約担当」に別添の実績調書（契約保証金免除申請用）を提出すること
　契約保証金を納付しようとする時は、契約の相手方に決定後速やかに下記「契約担当」にて納付書の交付を受けること
・契約の相手方に決定された時は、遅滞なく、下記「契約担当」に別添の大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること
　誓約書を提出しない場合は、契約の相手方と契約を締結しないものとする。
・契約の相手方を決定した後、契約締結までの間に当該契約の相手方が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、当該契約の締結は行わないものとする。
・契約の締結は、令和８年度予算が発効された時とする。

５．契約担当

都市整備局総務部総務課（契約グループ）
大阪市北区中之島1－3－20　大阪市役所本庁舎6階
電話：06－6208－9639　　FAX：06－6202－7062